

生徒指導計画

勝田中学校生徒指導委員会

1. 基本方針

- ①教職員の共通理解と実践、家庭との連携のもとに、社会的自立に向けた生徒の自発的・主体的な成長や発達する過程を支える。
- ②生徒の規範意識向上を促進し、自律的な生活態度を育成する。

2. 指導の重点目標

- ① 凡事徹底 「基本的生活習慣の確立」・「規範意識の確立」（礼儀・けじめ）
- ② 「報告・連絡・相談・確認・徹底」

☆生徒理解7ヶ条

- ①生徒の表情に敏感になろう。
- ②生徒の言うことをきちんと受け入れよう。
- ③生徒の生活背景を理解しよう。
- ④理詰めではなく、豊かな人間性で、生徒との人間関係づくりを深めよう。
- ⑤素直であろう。誤解したり、感情的に怒ってしまったりしたら素直に謝ろう。
- ⑥生徒の自尊感情と自己有用感を大切にしよう。
- ⑦ベストを尽くして、待とう。待てるということは人間信頼であることを確認しよう。

☆生徒指導の4つの視点〈R4年度改定 生徒指導提要より〉

○自己存在感の感受

学校生活のあらゆる場面で、「自分も1人の人間として大切にされている」という自己存在感を、生徒が実感する。

○共感的な人間関係の育成

自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をつくる。

○自己決定の場の提供

生徒が、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験の充実。

○安全・安心な風土の醸成

生徒1人1人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する。

3. 具体的活動

①校内における生徒指導体制

☆基本的生活習慣の指導（遅刻、給食、清掃、頭髮、服装等）

- 適宜、生徒指導委員会をもち、生徒の実態把握と共通理解を図る。
- 特に指導が必要であると考えられる事項については、強化期間を設けて集中的に指導を行う。
- 全校集会時は生徒会役員・学級委員の敏速な行動やしっかりとした号令、会の運営により素早い集合・整列を促す。
- 授業規律の確立。
 - ・教室移動時など遅刻者の指導
 - ・教室にいない生徒は職員室に連絡
 - ・教師も時間を守る（チャイムスタート）
 - ・忘れ物の指導→原則として取りに帰させない。
- 部活動では、練習方法を工夫し、原則として顧問は活動場所で指導する。

☆その他

- 始業に遅れた生徒には必ず職員室へ登校したことを告げさせ、教員はインターホンで教室に登校したことを連絡する。
- 学校生活に不必要な物は持ってこさせない
(金銭・CD・携帯電話・雑誌・マンガなど)
→見つけたら教員で預かる(指導をして状況により下校時に返却、家庭連絡)
→物により家庭連絡をし、保護者に返却
- 服装の乱れ
→保護者に連絡し、持ってきてもらうか体操服に着替えさせる。
- 自転車通学に関して(ノーヘル・二人乗りの注意・指導→記録簿に記入)
1回目 注意・家庭連絡 2回目 注意・家庭連絡後 1週間自転車通学禁止
自転車のカギかけチェックを行い、施錠の習慣をつけさせる。

②問題行動への対応(いじめ、不登校、暴力、器物破損、万引き等)→具体的詳細は別紙

- 問題発生(時間をかけず、すぐ対応。関係生徒の聞き取りを行う。)
→その場にいる教師で対応
→担任・学年団・生徒指導担当に報告(管理職には即時、報告)
→関わりのある教師で事情を聞く(問題により授業中でも即、対応。)
→事後指導(保護者を呼ぶ・家庭連絡・全校集会・学年集会)
よりよい生活につながる反省を工夫する。

※故意による器物破損については、修理費の自己負担をする。
※暴力行為については、毅然とした対応をする。
※万引き等の犯罪行為は、警察の措置に委ねる。
※美作市教育委員会への報告・連絡・相談を密にしながら、該当生徒の今後の人生に生きる指導を行う。

- 授業妨害について
→職員室へ連絡(いくら注意しても聞き入れない)
→別室へ(校長・教頭・生徒指導・学年団で対応)
→反省して頑張れるのなら教室へ(家庭連絡)
→できそうにない(保護者に迎えに来てもらう)
→本人・保護者と今後の学びの姿勢について話し合い、本人だけでなく、他の生徒の落ち着いた学習環境を保障する。

※真剣に授業に臨む生徒の学習権を保障する。
※基本的に学年団対応だが、内容により臨時職員会議を持って、今後の対応や対策について検討する。
※問題があった場合、その件についての概要・指導の内容・方針等を全職員に報告する。(職員朝礼等を利用する。)
※校内での喫煙・対教師暴力については、本人・保護者ともに学校に呼び、十分な説明をするとともに、今後の対応について話し合う。
(その他の案件についても、今後の本人の学校生活に資する場合は、保護者と話し合った上で来校を促す。)
※本人・保護者から何らかの訴えがあった場合、全体に言える部分については必ず報告し、適切な対策を考える。

- 別室での対応が必要な場合は、時間割係と相談して担当を割り振る。

- いじめや不登校については、担任だけでなく学年団あるいは教職員全体で関わり合うなどして考える。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・美作塾相談員、その他外部機関(民間フリースクール等)の方とも連携を図る。
毎月末に全生徒対象に生活アンケートを実施して、いじめ等の実態把握を行う。
その結果に基づいて、迅速な対応を行い、課題解決を図る。

- 教育相談とタイアップしながら、日常的な生徒の心情や生活実態の把握に努め、教育相談活動の充実を図る。

③校内研修の取組

- 教育相談担当や不登校担当と合同で、いじめ・不登校などについての校内研修を行う。
- 職員会議などの機会をとらえて、気になる生徒の様子について全教職員の共通理解を深める。

④他校や関係機関、地域との連携

☆かつたっ子15の春プロジェクトでの連携

- 生徒指導連絡協議会を通じて、園・小・中の様子について交流を進める。
- 他校にまたがる問題が生じた場合には、育成センターなどの関係諸機関と該当校と連絡を取り合いながら指導を進める。

☆美作支部中学校との連携

- 10月開催の学警連絡会中学校部会で、近隣各中学校の様子について交流する。
- 他校にまたがる問題が生じた場合には、育成センターや美作署を中心に関係諸機関と該当校と連絡を取り合いながら指導を進める。

☆関係機関との連携

- 育成センター等には、定期的に学校内の様子や問題点などについて連絡を取り合い、日常的な連携を進める。
- 不登校問題については、美作塾（適応指導教室）や市教委（教育相談員）・児童相談所などと連携し、指導助言を仰ぐ。

☆地域との連携

- 学級懇談会やPTA総会・役員会、学校評議員会や分室校・園長会、児童民生委員会などを通して、本校生徒指導方針の理解と協力を要請する。

⑤その他

- ※原則、毎週1回生徒指導委員会を開く。（木曜日の午前中）
メンバー：校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導・特別支援・養護教諭

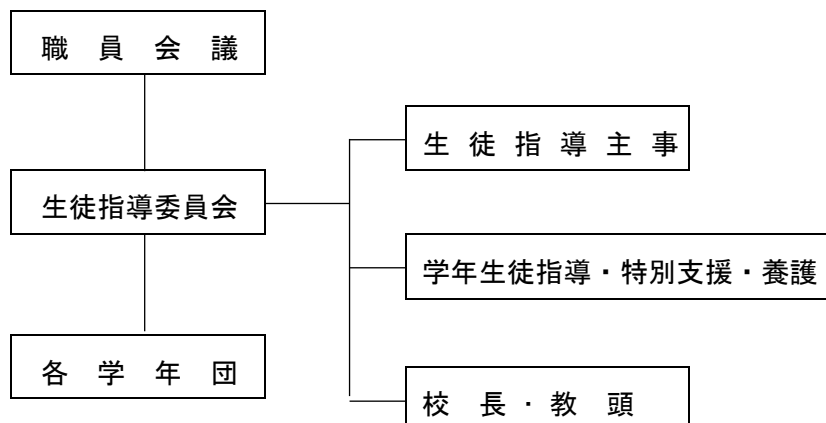
4. 年間活動・研修計画

	活動計画	研修計画		活動計画	研修計画
4月	・生活指導（始業式） ・生徒指導委員会	・全体計画	10月	・生徒指導委員会 ・そだち部会	
5月	・生徒指導委員会 ・そだち部会	・個別懇談の報告 ・教育相談	11月	・教育相談 ・生徒指導委員会	・教育相談
6月	・教育相談 ・生徒指導委員会 ・小中連絡会		12月	・生徒指導委員会 ・生活指導（終業式）	・冬休みの生活について
7月	・学級懇談会 ・生活指導（終業式）	・夏休みの生活について	1月	・生活指導（始業式） ・生徒指導委員会	
8月	・生活指導（始業式）	・校内研修	2月	・生徒指導委員会 ・そだち部会	
9月	・生徒指導委員会		3月	・生活指導（修了式）	・春休みの生活について ・まとめと反省

◎生徒指導上必要だと思われる研修があれば検討して実施する。

5. 生徒指導委員会の組織

(1) 組織図



(2) 生徒指導委員会について

- ◆ 委員会の構成は校長・教頭・特別支援・養護教諭・各学年生徒指導担当・生徒指導主事とする。
- ◆ 問題によっては、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の方も参加してもらう。
- ◆ 教育相談からの生徒指導に関する要望などの検討を行う。
- ◆ 各学年生徒の校内外での生活の様子や友人関係などについて話し合う。
- ◆ 教育相談担当との連携を密にして生徒の実態や理解に努める。
- ◆ 生徒会と連携し、定期的に校則の見直しを行う。